

別表第1(第2関係)

北上市営建設工事等において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 市発注工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加申請書及び競争入札等参加資格審査申請書、競争入札等参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 工事施工着手前において落札候補者又は落札者若しくは請負者(以下「請負者等」という。)から虚偽の記載について報告があった場合など、請負者等の瑕疵が認められるとき。 (2) 工事施工着手前において市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者等の瑕疵が大きいと認められるとき。 (3) 工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者等の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 (4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、請負者等の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。 (5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、請負者等の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。 (6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。	1月 2月 3月 4月 5月 6月
(過失による粗雑工事) 2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れるなど、請負者等の施工管理上の瑕疵が認められるとき。 (3) 工事施工中に市により粗雑工事が指摘されるなど、請負者等の施工管理上の瑕疵が大きいと認められるとき。 (4) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者等の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 (5) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	2月 3月 4月 5月 6月
3 市内及び市外における次に掲げる工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 (1) 国、地方公共団体、一部事務組合、市が出資する公社が発注した工事。 (2) 土地改良区又は農業協同組合が発注した工事で市が指導監督の責務を負っているもの。	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 (3) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	1月 2月 3月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。 (3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。	2月 3月 4月
(公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆(当該工事関係者以外の全てを指すものとする。以下同じ。)	(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。	1月 2月 3月 4月

<p>に死亡者、重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。)若しくは軽傷者(負傷の治療に要する期間が11日以上を負傷者(重症者を除く。)をいう。以下同じ。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>(5) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。 (6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>5月 6月</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月 2月 3月</p>
<p>(工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月 2月 3月 4月</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月 2月</p>
<p>(入札) 9 入札参加資格者、又は使用人等が、市等発注工事の入札等の事務の執行に当たり、円滑な執行を阻害する行為が認められるとき。</p>	<p>(1) 威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 (2) 入札心得に違反し、入札参加者として不適当とみなされるとき。 (3) 落札者が契約を締結しなかつたとき。</p>	<p>1月 2月 3月</p>

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 資格業者である個人、資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実が判明したとき。</p> <p>(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 資格業者である法人の代表者、資格業者である個人又は資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	<p>12月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 資格業者である個人、資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第96条の6に定める競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 北上市の区域</p> <p>ア 指示処分を受けたとき。 1月</p> <p>イ 営業停止処分又は市等営建設工事にし指示処分を受けたとき。 2月</p> <p>ウ 市等営建設工事にし営業停止処分を受けたとき。 3月</p> <p>エ 一般役員等又は使用人が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 4月</p> <p>オ 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に關し逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 5月</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に關し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 6月</p> <p>キ 一般役員等又は使用人が市等営建設工事に關し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 8月</p> <p>ク 代表役員等が市等営建設工事に關し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 9月</p> <p>(2) 北上市を除く区域</p> <p>ア 営業停止処分を受けたとき。 1月</p> <p>イ 一般役員等又は使用人が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 3月</p> <p>ウ 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に關し逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 4月</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に關し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 5月</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に關し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 7月</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に關し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 8月</p>	

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 北上市の区域</p> <p>ア 業務に関し虚偽の説明又は報告をするなど、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。</p> <p>イ 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>ウ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>キ 一般役員等又は使用人が市等官建設工事にし逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>ク 代表役員等が市等官建設工事にし逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p> <p>(2) 北上市を除く区域</p> <p>ア 業務に関し虚偽の説明又は報告をするなど、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。</p> <p>イ 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>ウ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>カ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>キ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>5月</p> <p>7月</p> <p>8月</p>
<p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 北上市の区域</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p> <p>(2) 北上市を除く区域</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員等が公共機関発注の事業に関連し、懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大であると認められるとき。</p> <p>オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき</p>	<p>4月</p> <p>6月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>2月</p> <p>4月</p> <p>6月</p> <p>8月</p> <p>9月</p>

別表第3(第2関係)

暴力団排除措置基準

措 置 要 件	期 間
1 資格業者若しくは資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 資格業者若しくは資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
3 資格業者若しくは資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
4 資格業者若しくは資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
5 資格業者若しくは資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

別表第4(第2関係)

北上市公契約条例に係る措置基準

措 置 要 件	期 間
1 北上市公契約条例(平成31年4月1日条例第29号)第2条第1号に規定する契約の履行に当たり、北上市公契約規則(平成31年4月1日規則第42号)第8条各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であるとみとめられるとき。 (1) 労働環境報告書の提出が無いとき、又は労働環境報告書に虚偽の記載があったとき。 (2) 北上市公契約規則第6条第3項又は第7条第2項若しくは第5項の報告が無いとき、又は虚偽の報告があったとき。 (3) 北上市公契約規則第6条第1項若しくは第4項又は第7条第3項若しくは第6項の説明等の求めに応じないとき、又は説明等に虚偽があったとき。 (4) 北上市公契約規則第6条第3項又は第7条第5項の規定による報告内容では改善が図れないと認めるとき。	2月～4月